

第十一条の二 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内に特定刑事施設（刑事施設のうち、その施設内に国が開設した病院又は診療所（以下この条において「病院等」という。）の管理を公的医療機関開設者等（当該地方公共団体又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する者その他政令で定める者であつて当該地方公共団体が指定するものをいう。以下この条において同じ。）に行わせることが当該特定刑事施設並びにこれに附置された労役場及び監置場における被収容者に対する適正な医療の確保に資するものと認めて法務大臣が指定したものをいう。以下この項及び別表第一号の二において同じ。）が所在し、かつ、当該構造改革特別区域内における医療の充実を図るため、当該特定刑事施設の建物の一部、設備、器械及び器具（以下この項において「診療設備等」という。）が被収容者以外の者に対する医療の提供のために利用されることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、国は、公的医療機関開設者等に委託して当該特定刑事施設内の病院等の管理を行わせるとともに、被収容者の診療に支障のない範囲内で、当該公的医療機関開設者等に当該特定刑事施設の診療設備等を被収容者以外の者の診療のために利用させることができる。

**【事業の名称】** 特定刑事施設における病院等の管理の委託促進事業

### **【現行制度の概要】**

医療法では、医療機関の開設者が医療の提供を他の医療機関の開設者に委託し、管理運営の責任を負わないとすることは認められておらず、委託しようとする場合には、受託した医療機関に対する監督権限が法律上留保されている必要があります。

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という。）等には、国が刑事施設内に開設した診療所等の管理を他の医療機関に委託しようとする場合における、管理を受託した医療機関に対する国の監督規定が設けられていないことから、診療所等の管理を委託することができません。

また、刑事収容施設法等では、刑事施設内の設備等を被収容者以外の者に利用させることは想定されておらず、他の医療機関に地域住民への医療を提供するため診療設備等を利用させることができません。

### **【特例措置の内容】**

刑事収容施設法等の特例として国が刑事施設内に開設した診療所等の管理を公的医療機関に委託できるとする規定を監督規定と併せて設けることにより、法務大臣が開設者でありつつ、公的医療機関に医療の提供を委託することを可能とするものです。

また、この場合において、公的医療機関に地域住民への医療を提供するため刑事施設内の診療設備等を利用させることを認めるものです。



## 【趣旨】

国が開設する刑事施設内の診療所等における医療の提供を公的医療機関の開設者に委託することを可能にするとともに、診療設備を地域住民に医療を提供するために利用させることを可能とするものです。

## 【説明】

1. 現行の医療法では、医療機関における医療の提供を包括的に委託することを禁止する規定はないものの、
  - (1) 医師個人が開設する場合は原則として自らが管理者とならなければならないこと（第12条第1項）
  - (2) 開設主体によって許可制や届出制など法律上の取扱いが異なること（第7条）
  - (3) 開設者が都道府県知事による施設の人員の配置についての改善命令や、施設の使用制限命令等を受ける義務主体であること（第23条の2及び第24条）
  - (4) 医療法人は開設するすべての医療機関（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する公の施設である医療機関を含む。）の管理者を法人の理事としなければならないこと（第47条）など、開設者は単に医療機関を開設する主体にとどまらず、医療機関の管理運営について十分な責任を有する主体であることが求められています。

したがって、法務大臣が単に医療機関を開設するにとどまり、医療機関の管理運営に係る責任まで他の主体に与え、実質的に責任を負わない場合には、法務大臣は、医療法第7条の規定による開設者とは認められず、法務大臣から委託を受けて医療の提供を行う主体が医療法上の開設者とされることとなります。

一方で、地方自治法における、かつての「公の施設の管理委託制度」や「指定管理者制度」（地方自治法第244条の2）のように、地方公共団体から管理受託者に対する監督権限が法律上留保されている場合には、地方公共団体は実際に医療を提供していなくとも管理運営について実質的な責任を有していることから、医療法第7条の規定による開設者としての要件を備えていると認められます。

このため、これらの制度と同様に、管理受託者に対する監督権限を留保する法制上の措置を講じ、法務大臣が開設者でありつつ、医療の提供のみ公的医療機関に委託することを可能とするものです。もっとも管理受託者は公的医療機関であり、かつての公共団体又は公共的団体に当たることから、これらに限って管理の委託を認めていた、平成15年法律第81号による改正前の地方自治法における「公の施設の管理委託制度」に倣ったものです。

2. また、刑事収容施設法等では、刑事施設の担う機能は、被収容者の収容と処遇であることから、その診療設備等を地域住民への医療を提供するために利用させることは想定されておらず、他の医療機関にこのような目的のため診療設備等を利用させることは認められておりません。

この規制の特例措置を講ずることにより、医療過疎地でもある刑事施設の所在する地方公共団体において、公的医療機関が刑事施設内の診療設備等を共同利用し、一定数の患者となる被収容者と併せて地域住民に対しても医療サービスを提供することとなれば、医療機関としての経営を成り立たせつつ、地域医療を提供することが可能となるものです。

これによって、社会福祉の分野における構造改革が推進するとともに、地域医療が充実することにより地域の活性化が図られることが期待され、加えて、国も常勤医師の採用に代えて、被収容者に対する医療体制の充実を図ることができるものです。

3. 「公的医療機関開設者」とは、医療法第31条に規定する都道府県、市町村その他厚生労働大臣が定める者のことであり、同条の規定に基づく厚生労働大臣の定める者としては、医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者（昭和26年厚生省告示第167号）に次のとおり規定されています。

- (1) 地方公共団体の組合
- (2) 普通国民健康保険組合
- (3) 日本赤十字社
- (4) 社会福祉法人恩賜財団済生会
- (5) 全国厚生農業組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会
- (6) 社会福祉法人北海道社会事業協会

4. 「その他政令で定める者」としては、構造改革特別区域法施行令第3条において、公的な性格が強く、医療機関を安定的に経営することができる基盤を有する者として、共済組合・連合会、健康保険組合・連合会、独立行政法人、学校法人、社会福祉法人、公益法人などを定めています。
5. 受託者をこれらの医療機関の開設者に限定する趣旨は、刑事収容施設法等では、被収容者に対する医療の提供はこれまで国が行うものとされてきましたが、第1項の規定により国以外の医療機関の開設者に委託する場合においても、国と同等程度に、被収容者に対する安定的な医療の提供を確保する必要があると考えたためです。  
なお、これらの医療機関は、国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律（独立行政法人国立病院機構法により廃止。）第2条第1項により、医療法第31条に規定する公的医療機関と同様に、国立病院の移譲を受ける医療機関とされたものです。
6. 現在、76カ所の刑事施設のうち、八王子医療刑務所、大阪医療刑務所、北九州医療刑務所、東京拘置所に「病院」が、その他すべての施設に「診療所」が開設されています。
7. 公的医療機関が刑事施設内の診療所等における医療の提供を受託した場合に、当該医療機関に、地域住民への医療サービスを提供するため診療設備等を利用することを認めるものです。施設については、国有財産法第18条第6項の使用許可を行うこととなります。
8. 「被収容者の診療に支障のない範囲内」とは、刑事施設内の診療所等は、本来、当該施設に拘禁されている被収容者に対して適切な医療を提供することを目的とするものであり、診療設備等の地域医療のための利用はこれに支障のない範囲とする必要があることから、その旨の限定を付すものです。

#### [政令で定める事項]

（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例に係る公的医療機関開設者等）

第三条 法第十一条の二第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 医療法（昭和三十二年法律第二百五号）第七条の二第一項第二号から第八号までに掲げる者及び同条第七項に規定する独立行政法人
- 二 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人及び私立学校法（昭和三十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人
- 三 社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人

#### 四 公益社団法人及び公益財団法人

2 法務大臣は、前項の委託に係る病院等の管理の適正を期するため、公的医療機関開設者等に対して、当該委託に係る事務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

#### 【説明】

1. 医療法は、開設者が医療機関の運営について十分な管理責任を有していることを前提としており、医療法全体の趣旨にかんがみると、開設者は、単に医療機関を開設する主体にとどまらず、その管理運営に実質的な責任を有する者であって、管理者についても開設者が実質的に監督できる主体であることが求められています。

このため、医療機関の開設者が、他の医療機関の開設者に自らの医療機関における医療の提供を包括的に委託するためには、少なくとも、自ら定めた基本的な運営方針に従い、これを確実に履行するために必要な事項を管理を受託した医療機関の開設者に指示できるよう、法律の規定に基づく監督権限が留保されていなければなりません。

2. 監督措置の規定については、公共団体及び公共的団体に限って管理の委託を認めていた、平成15年法律第81号による改正前の地方自治法の「公の施設の管理委託制度」に倣ったものです。

3. 国が医療機関を開設するに際して、都道府県知事の許可に代わる厚生労働大臣の承認を受ける主体は、主務大臣であることから（医療法第6条及び医療法施行令第1条）、開設者としての監督主体は「法務大臣」とするものです。

3 第一項の委託に係る病院等の管理の事務に従事する医師その他の従業者又はこれらであった者が、当該事務の遂行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

#### 【説明】

1. 秘密として取り扱われる被収容者の個人情報、医療情報や犯歴情報などを含む極めて機微にわたる情報であることから、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「心神喪失者等医療観察法」という。）にお

ける指定医療機関の職員に対する守秘義務違反と同様に、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金とするものです。

2. なお、医療関係職員は、業務の性質上、医療情報を他人に提供せざるを得ない場合も想定されることから、「正当な理由」がないことを要件とするものです（刑法第134条、保健師助産師看護師法第42条の2、心神喪失者等医療観察法第117条等）。
3. 「その他の従事者」には、刑事施設内の診療所等において従事する歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、精神保健福祉士などのほか、これらの免許を取得するための実習として従事する者、さらには、直接刑事施設内の診療所等において従事しないものの、受託した医療機関において管理委託に係る事務に従事する者も含むものです。